

7月20日

執行予定

6月18日現在

第27回 参議院議員通常選挙

私たちの代表を選ぶ大切な選挙です。棄権せずに自らの意思で貴重な一票を投じましょう。投票日に仕事や用事などで投票できない場合は期日前投票をご利用ください。
選挙管理委員会事務局 ☎841・1532、FAX 844・3479

投票は午前7時～午後8時 市内80カ所で

(投票所入場整理券に投票所付近図を掲載しています)

◆投票できる人

選挙権を有している人。ただし、枚方市で投票できるのは住民登録日から選挙人名簿の登録基準日までに3カ月以上経過している人(通常、選挙時の登録基準日は公示日の前日です)。

▼住所変更した人

種類	届出の日	投票場所	備考
枚方市に転入届を出した人	4月2日以前	枚方市	※1
	4月3日以後	前住所地	※2
枚方市に転出届を出した人	4月2日以前に新住所地へ転入	新住所地	※1
	4月3日以後に新住所地へ転入	枚方市	※3

- ※1 引き続き3カ月以上居住していること。
- ※2 前住所地の選挙人名簿に登録されていること。
- ※3 枚方市の選挙人名簿に登録されていること。

◆投票所入場整理券

各世帯に封書で郵送(1通で4人分まで同封)しますので、投票の際に持参を。届かない場合や紛失・破損した場合でも、選挙人名簿に登録され、選挙権がある人は投票することができるので投票所で申し出を。

◆選挙公報

各候補者の経歴や政見などを記載した選挙公報を投票日の9日前までに各

世帯へ配布する予定です。届かない場合は市選挙管理委員会へ連絡を。市ホームページ(下記コード)でも閲覧可。

点字または音声版の「選挙のお知らせ」の送付を希望する人は、府選挙管理委員会(☎06・6944・9118、☎06・6944・3548)に申し込みを。

◆手話通訳を派遣

投票所で手話通訳が必要な人は、事前に市選挙管理委員会に相談を。

◆代理・点字投票

けがや障害などで自筆が困難な人は代理投票(係員が代筆)ができます。点字投票もできますので投票所で申し出を。

◆投票支援カード

投票所で必要な支援を口頭で伝えることが困難(苦手)な人は投票支援カード(各投票所に設置、市ホームページから取り出し可)のご利用を。

◆開票は午後9時から

午後9時からKTM河本工業総合体育館で行います。参観可。

◆投票速報を配信

投票日は投票速報を市ホームページ(下記コード)で見ることが出来ます。



切り絵アートが投票済証に!

今回の選挙から市PR大使で切り絵作家のたけうちひろさんがデザインしたポストカード型投票済証に変わります。第4弾まであり今回は第1弾を配布。4種類集めて並べると一つの切り絵アートが完成。ぜひ皆さんも投票して、投票済証を集めてみませんか。

期日前投票・不在者投票 (7月4日～19日)

投票日に仕事・学業・冠婚葬祭や病気・けが、出産により歩行が困難などの理由で投票できない人が利用できます。期日前投票には投票所入場整理券裏面の「期日前投票宣誓書」に住所・氏名などの記入が必要です(宣誓書は期日前投票所にもあり)。

◆市外での不在者投票

選挙期間中に出張・旅行などで市外に滞在する人は不在者投票ができます。事前に市選挙管理委員会に郵便またはマイナンバーカードでのオンライン申請で投票用紙などの請求を。請求書は市役所別館5階市選挙管理委員会事務局にあるほか、市ホームページからも取り出し可。滞在地に送付された投票用紙などを持って最寄りの選挙管理委員会で投票を。

◆病院や施設での不在者投票

府選挙管理委員会の指定を受けた病院や施設に入院・入所中で希望する人は、病院長や施設長に申し出を。病院長などが投票用紙などを選挙人に代わって請求することにより、施設内で投票できます。

◆郵便などによる不在者投票

右表に記載の身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている人、介護保険の要介護5の人は、郵便などで不在者投票ができます。事前に「郵便等投票証明書」の交付が必要です。申請書に手帳が被保険者証を添えて市選挙管理委員会に申請を。また、障害などで自筆が困難なため代理記載制度の利用を希望する人は市選挙管理委員会へお問い合わせを。郵便などによる不在者投票の投票用紙などの請求は投票日の4日前の午後5時まで。

▼期日前(不在者)投票の場所・時間

場所	時間
市役所第3分館(旧市民会館)、津田支所、北部支所、南部生涯学習市民センター、中央図書館、サブリ村野	午前8時30分～午後8時
KTM河本工業総合体育館、枚方ピオルネ、くずはモール	午前10時～午後8時

※公共交通機関の利用を。枚方ピオルネ・くずはモールは選挙での駐車サービスは受けられません。

▼障害の区分など

障害の部位など	等級
(1)両下肢・体幹の障害	1級・2級(特別項症～第2項症)
(2)移動機能の障害	1級・2級
(3)心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害	1級・3級、肝臓は1級～3級(特別項症～第3項症)
(4)免疫の障害	1級～3級
(5)上記の障害の程度に該当すると枚方市長(大阪府知事)が書面により証明した人	

※表中()は戦傷病者